

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号に掲げるかれい固定式刺し網漁業(十勝総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。
令和2年12月1日

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
かれい固定式刺し網漁業	十勝総合振興局管内沖合海域	十海共第13号共同漁業権漁場区域	11月1日から翌年1月31日まで	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	20トン未満	十勝総合振興局管内に住所を有する者